

# より良い職場環境づくりに向けて

岩手県労働委員会からのお知らせです。

労働委員会は働いている方や労働組合と会社（使用者）間のトラブルを解決するために国・都道府県に設けられている行政機関です。

**岩手県労働委員会では、日々、働いている方、事業主の方、労働組合の方々から様々な労働相談をお受けしています。**

その件数は年々増加し、令和5年度には過去最多となる687件の相談が寄せられ、全国でも2番目に多い労働相談件数となりました。その後も相談件数の高止まりは継続しており、令和7年度も589件もの相談が寄せられています。

相談内容はパワハラ・嫌がらせ、賃金・手当、退職等が多く、大部分は雇用されている方からの相談です。

社会情勢の変化などに伴い、働き方も多様化しています。

**ライフステージやライフスタイルに合わせて、希望に応じた多様な働き方ができる環境が求められています。**

**働いている方、事業主の方による良好な関係をもとに、働きやすい労働環境を整備し、人材の採用・定着につなげていただくよう、今一度基本的なワークルールをご確認願います。**

労働委員会では、ワークルールを解説する出前講座も開催しています。

トラブルの未然防止に向けた労働相談もお受けしています。

**労働委員会の各種制度をお気軽にご活用ください。**



## ○職員による労働相談

(R8.7.1現在)

### ◇労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797 (ろうどうでなく)

受付時間：平日9:00~17:00

### ◇メールによる相談 右記QRコードからアクセス



## ○労働委員会委員による無料労働相談会

相談対応者：労働問題に詳しい労働委員会委員【公益委員（弁護士、社会保険労務士、大学教授など）、労働者委員（労働団体の役員など）、使用者委員（会社経営者など）】から各1名ずつ参加し、3人で相談に応じます。

### ◇月例無料労働相談会（毎月1回開催）

開催日：令和8年 4/24（金）、5/28（木）、6/25（木）、7/23（木）、8/26（水）、9/28（月）、10/19（月）、11/25（水）、12/18（金）

令和9年 1/22（金）、2/19（金）、3/26（金）

会場：岩手県労働委員会委員室（朝日生命盛岡中央通ビル3階）他

相談時間：13時~15時又は15時~17時（1人45分以内）

予約受付：開催日の前日正午までに予約が必要。先着2名

### ◇出前無料労働相談会（原則毎月1回）

令和8年：5/13（水）盛岡市/夜間、6/14（日）北上市、7/12（日）釜石市、8/5（水）奥州市/夜間、9/6（日）二戸市、10/24（土）盛岡市/関係機関と合同、11/8（日）一関市、12/6（日）宮古市、12/9（水）北上市/夜間

令和9年：1/17（日）奥州市、1/27（水）盛岡市/夜間、2/7（日）盛岡市

※1 時間は、ホームページ等を御確認ください。

※2 5/13、1/27、2/7はZoomを用いたりリモート参加が可能です。

予約受付：開催日の2日前まで（週休日除く）に予約が必要。先着3名

## ○出前講座

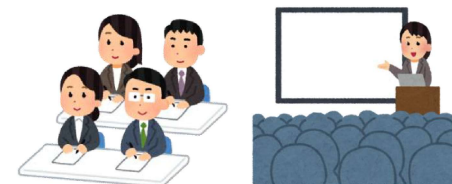
基本的なワークルールの知識などを解説する出前講座を社内研修、職域団体の階層別研修、各種会議などでご活用ください。

目的・御希望に応じてテーマを設定できます。県内であれば、どこでも伺います。講師派遣の費用はかかりません。

◀テーマ例▶

「基本的なワークルール」、「トラブル事例から学ぶ」、「パワハラ対策」

など



労働委員会事務局HPには  
次のような相談事例を掲載しています。 詳細はこちら



## 賃金関係

- 1 賃金を払ってもらえない。
- 2 未払い賃金があるのに、会社が倒産した。
- 3 仕事が終わらないので自分の判断で残業をしているが、残業代が支払われない。
- 4 残業時間が増えても、定額の残業代しかもらえない。
- 5 退職したら、給料を受け取りに来いと言われた。
- 6 会社の都合で休むのに、給料は満額もらえないのか。
- 7 歩合給制なら、賃金はどれだけ低くても仕方ないのか。
- 8 退職金を減らされた。



## 解雇・退職関係

- 1 解雇される理由がないのに、突然、解雇されると言われた。
- 2 私傷病を理由とした解雇は問題ないか。
- 3 成績不良を理由とした解雇は問題ないか。
- 4 労働条件の変更に応じないなら、雇止めしてもよいか。
- 5 無期転換の申込みを行ったが、認められないと言われた。
- 6 退職を認めてくれない。
- 7 退職してくれないかと言われた。
- 8 退職の際、同業他社に転職しない旨の誓約書を書かされた。



## 人事関係

- 1 同期より賃金が低い。
- 2 降格させられた。
- 3 転勤命令は断れないのか。



## 労働条件・休暇・パワハラ等

- 1 パワーハラスメント（パワハラ）をやめてほしい。
- 2 長時間労働をさせられ、休憩も休日もちんと取れない。
- 3 年次有給休暇を取得させてくれない。
- 4 契約社員でも年次有給休暇は取れるのか。
- 5 退職前に希望どおり年次有給休暇を与えなくてはならないか。
- 6 事故を起こしたら、損害を全額負担しなければいけないのか。
- 7 退職するときは、研修費用を返還しないといけないのか。
- 8 契約時の口約束を守ってもらえるか心配。
- 9 求人票と実際の労働条件が違う。
- 10 労働条件を一方的に変更された。



## 労働委員会の特色と主な役割

公労使の三者構成  
中立・公正

手続  
簡易・迅速

行政機関  
無料・秘密厳守

### 1 労働相談への対応

#### ■ 主な相談事例

(労働者から)  
突然の解雇、雇止め、配転命令、  
給与カット、サービス残業、賃金未払い、  
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)  
退職する社員から金銭を要求された、  
労働条件の話合いが進まない、  
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

### 2 労使トラブルの解決（あっせん）

労使トラブルの解決に向けたあっせん制度もあります。  
労働者、使用者双方の主張を伺い、専門的な助言を行う等双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度です

## 知っておきたいワークルール

### 労働契約を結ぶ際、原則として書面で 明示が必要な事項

- 労働契約の期間
- 契約更新の基準（期間の定めがある場合）  
※通算契約期間又は更新回数の上限含む。
- 仕事の場所、仕事の内容（就業の場所・業務の変更の範囲を含む）
- 労働時間、休日・休憩
- 賃金の計算方法、支払いの時期
- 退職、解雇の手続



### 年次有給休暇

6か月以上継続して働き、8割以上出勤していれば、  
正社員、アルバイトの区別なく付与され、利用目的に関わらず取得が可能

勤続期間	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※ 付与される日数は、週所定の労働日数で決まります。

○使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければなりません。ただし、請求された時期に同休暇を与えることが、会社の正常な運営を妨げる場合は、使用者は別の日に同休暇を変更させることができます。（時季変更権の行使）

○使用者は、同休暇日数のうち5日間については、労働者毎に時季を定めて与えなければなりません。（対象：年10日以上同休暇の付与者）



### 時間外労働の割増賃金

#### 時間外労働の割増賃金

時間外に労働させた場合には、25%以上の割増賃金を支払う。

※時間外労働とは、  
法定労働時間（1日8時間、又は週40時間）を超える労働のこと。

#### 深夜労働の割増賃金

深夜に労働させた場合には、25%以上の割増賃金を支払う。

※深夜とは「午後10時から午前5時まで」

※時間外労働の割増賃金とは合算

※労働時間とは、客観的にみて使用者の指揮命令下に置かれている時間です。  
作業服への着替えなど業務に必要な時間も労働時間に含まれます。



### 休憩時間のルール

○1日の労働時間が6時間を超える場合

⇒少なくとも45分

○1日の労働時間が8時間を超える場合

⇒少なくとも60分

※休憩時間は、労働者が自由に利用できる時間です  
(ランチ・睡眠など)

※電話当番などの待機時間（手待時間）は  
休憩時間にあたりません



### 【お問合せ】

岩手県労働委員会事務局  
〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25  
朝日生命盛岡中央通ビル3階  
電話019-629-6276、6277（直通）

労働相談なんでもダイヤル  
ろうどうでなく  
0120-610-797  
【平日 9:00~17:00】

岩手県労働委員会  
HPはこちらから

